

文字起こし：香害をなくす連絡会 x 消費者庁・国民生活センター、  
2023.02.17

消費者庁

＜消費者安全課＞

- ・課長補佐
- ・政策企画専門職

＜表示対策課＞

- ・課長補佐

独立行政法人国民生活センター

＜商品テスト部 テスト第1課＞

- ・課長補佐
- ・主事

### 香害をなくす連絡会

進行を務めさせていただきます、香害をなくす連絡会事務局で、日本消費者連盟事務局員の杉浦陽子です。よろしくお願いします。

今日は消費者庁さんと1時間お話をし、30分残りの時間で、国民生活センターさんの方という流れでいきたいと思います。

最初の10分で、この間お話をさせていただいていますが、香害被害の体験談、そして、今回の香害の1番の原因製品と言われる柔軟剤に含まれる香りを持続させる機能であるマイクロカプセルの写真撮影に成功しておりますので、見ていただきます。その後、回答いただいた内容について意見交換をする流れで、よろしくお願いします。

昨年に続き、このような場を5省庁皆様にもうけてくださり、ありがとうございます。

また、この場は、大河原雅子議員に設定いただき、ありがとうございます。国会会期中ということで今日は参加されていないのですが、秘書の塩田さんが、参加されていますので、よろしくお願いいたします。

私たちは、2017年から香害をなくす活動を続けてきました。この間、昨年2月28日、参議院で岸田首相が、この香害の深刻さについて、必要な研究を進めると共に、公的な場での香りへの配慮の周知を進めていかなければならない、という発言をされて、国が公的に香害被害者を認めて、対応していかなければいけないということが明らかになったと思います。

昨年夏には、全国の地方議員を中心に、「香害をなくす議員の会」が発足し、日本消費者連盟が事務局をやっていますが、現在全国で82人の議員の方が定期的に集まって、特に子供たちの問題で、教育委員会や地方議会での質問などをされています。

いよいよ、やはり、この問題すごく社会的に広まって来ていて、解決しなければいけないというところまで来たかなあというふうに感じております。

今回は、5年前に実は消費者庁の「188番（いやや）」電話相談窓口に皆でかけようというキャンペーンをやりまして、5年ぶりに今年集中して「いやや」に電話しようというキャンペーンをさせていただきました。1月20日から2月10日までの間に、もうそちらでデータをもしかしたらお持ちかもしれませんので、後で伺えればと思いますが、私たちが、電話した人は、ぜひ入力フォームに入力してくださいと、独自集計をした結果、10日までに、163件の方が電話したというふうに今なっています。ぜひ、こうした声を真摯に受け止めていただいて、この間お願いしておりますこと、ぜひ今日は前進を、消費者庁さんには、本当に5省庁の中でも、最も期待がかかっている省庁さんなので、ぜひ私たちの要望に応じて頂けたらと思います。

#### **表示対策課 課長補佐**

よろしく申し上げます。

昨年に引き続きの参加となっております。

#### **表示対策課 政策企画専門職**

私も去年に引き続きですので、よろしく願いいたします。

#### **消費者安全課・課長補佐**

よろしく申し上げます。昨年に引き続きです。

## 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

よろしく願いいたします。

## 商品テスト部 テスト第1課・主事

同じく商品テスト部の高橋と申します。よろしく願いいたします。

## 香害をなくす連絡会

では、早速、香害の被害の体験談。去年も聞いていただきましたし、消費者庁さんには、いろんなものを、ブックレットなどを送っていますので、ご存知だと思いますが、やはり改めて聞いていただきたいと思います。今日は代読という形で、被害者の方からお手紙を預かっていますのでよろしく願いします。

## 香害をなくす連絡会

今日はよろしく願いします。

ズームにもでられないくらい体調を崩していらっしゃるということなので、代読させていただきます。

### (お手紙代読)

## 香害をなくす連絡会

ありがとうございます。

それでは次に、柔軟剤に大量に入って、香り持続のための技術として入れられているマイクロカプセルについて、無数に飛んでいて、かつ、くっいたら離れないとか、とにかくのりみみたいな作用が、移香という問題もありますが、その原因になっているものです。

## 香害をなくす連絡会

スライド①私が撮影したマイクロカプセルの写真を紹介いたします。

スライド②これらの蘭の香りの元となる香料の気体を嗅いでみたのですが、よい香りでなんともありませんでした。

しかし、蘭の香りのするマイクロカプセルが使われている「しおり」の香料は数ヶ月経っても気持ちが悪く、咳が出たので、カプセルをみてみようと思いました。

スライド③

マイクロカプセルは、ほとんど透明です。  
見つけづらいですが、ここにあるように、反射光を見る PC マイクロスコープで、バックを黒くして、照明をギリギリに絞ると見られました。

#### スライド④

この写真は、庭のハーブを顕微鏡で見たところですが、プラスチック片と共に透明なマイクロカプセルとその破片が、あちこちに見られました。

#### スライド⑤

これは、香りの強い柔軟剤や香料を観察したのですが、各社、形はこのように全く異なります。

#### スライド⑥

マイクロカプセルの一番の問題は、分解されにくいことです。  
この左から右へ、8日経ったものですが、ほとんど変化がありません。  
この間にまた洗濯をすると、またこういうものがくっついてきます。

#### スライド⑦

これは、すれ違った人から飛んできた繊維クズです。  
洗濯を繰り返すと、このように柔軟剤成分がどんどん溜まって、すごいことになります。

#### スライド⑧

これは我が家に飛んで来た、顕微鏡観察中に破裂したものです。  
このように PM2.5 が中から放出されています。

#### スライド⑨

こちらは、国立病院の混み合う外来で、破裂したマイクロカプセルがたくさん飛んでいます。  
問題は、右側の、おびただしい数の 1 ミクロン ( $\mu\text{m}$ ) 以下のカプセルです。

#### スライド⑩

これは、床屋の椅子で、カプセルのかけらが、このようにズボンに付着したものです。

#### スライド⑪

これは、宅急便の配達員から、梱包テープに付着したマイクロカプセルです。コントラストが取れなくてよく見えないですが、破裂したのがくっついています。

#### スライド⑫

これは会食の時に、柔軟剤臭い仲居さんから飛んで来たものと思われます。このように、ミクロの爆発が起っています。周りに無数の pm2.5 が放出されてます。特許でも爆発という言葉を使っているものはあります。

以上、数千枚の写真から一部紹介しました。  
どうもありがとうございました。

#### 香害をなくす連絡会

ありがとうございます。

まあ、これをいい香りだというふうに、メーカーは宣伝しているんですが、まあ、このように爆発するようなものを私たちは嗅ぎたくないニオイを嗅がされて、体調不良に陥ってしまっている人が、続出しているというミクロの世界を今垣間見られたかなあとと思います。撮影者は、重度の化学物質過敏症で、こういった光学顕微鏡を使える技術者であるので、こういった特殊な写真も撮れるというところで、非常に貴重なものを見せていただきました。

#### 香害をなくす連絡会

今日はありがとうございます。今年もよろしく願いいたします。

要望① 香料と健康被害の関係については、現段階では十分な実態解明がなされていない、ということなんですけれども、今消費者庁さんは、統一教会の相談窓口にもなっていますよね？ この香害についても、本当に、自分の人生、毎日の生活が、本当に脅かされていて、仕事を失ったり、学校に行けなくなったり、その人たちがますます増えているわけですね。その実態を解明されるまで待っていたら、本当にどんどん苦しい人が、増えてくると思うんです。それで、この回答では、いつまでも解決しないと思うんです。消費者安全課のお仕事の内容ですが、私も検索したんですが、自分があまり得意でないので、よくわからなかったのですが、消費者安全課のお仕事の内容をかいつまんでお話しただければと思うんです。また事故調査室も併任していらっしゃいますね。ちょっと、教えていただけますでしょうか。

### **消費者安全課・課長補佐**

当課の業務ということですが、消費者安全課では、先ほど、消費生活センターの方に相談のキャンペーンをやっておられるというお話がありましたが、そういった消費生活センター等を通じて、消費生活に関するサービスや製品に関する相談情報や事故の情報を収集しております、それに基づいて、消費者の方への情報発信であるとか、他の省庁への情報提供ですとか、そういうことをやっている部署になります。

事故調査室では、消費者安全調査委員会という事故調査機関がございまして、消費者庁ができる前後に、シンドラのエレベーターの事故ですとか、パロマのガス湯沸器の事故等様々な事故が発生しておりましたので、事故の原因を調査する機関として、消費者安全調査委員会が設置されております。事故調査室の方では、消費者安全調査委員会の事務局として、委員の方々の審議のお手伝いをさせていただいているのが業務の簡単な概要になります。

### **香害をなくす連絡会**

ありがとうございます。

そうしますと、私たちが、今こういう状況の中で、消費者安全課に何か訴えるというのは、やはり消費者生活センターとか国民生活センターとか経由しないと、無理だということですか。

### **消費者安全課・課長補佐**

直接ご要望いただくということも、もちろんございますし、それが何かだめということはもちろんないんですが、相談件数として、カウントされるためには、消費者センターの方にご相談いただいたものが、我々の方でそれが参照できる形になりますので、件数として、きちんと反映していくという意味では、センターにご相談いただいて、相談件数の中にカウントされていくということに、意味があると思います。

### **香害をなくす連絡会**

ありがとうございます。

先ほど、被害者の方の症状とか、お聞きになって、どのように思われましたか。

### **消費者安全課・課長補佐**

私、昨年、香害の被害者の方というのでしょうか、症状を訴えられておられる方と直接お話する機会をいただいて、相談情報としては、頭痛がするとか、吐き気がするとかという相談が寄せられているということは、もちろん把握していたのですが、やはり直接お話を伺うと、もうほんとに日常生活を営むことも難しいような激的な症状があるということで、日用品を使うことも、できないということだったので、改めて、症状の辛さと言いますか、大変さを実感したところでございます。

#### **表示対策課 政策企画専門職**

私は、お電話でたまに、当事者の方から、お話を伺ったりもするんですが、ヤングケアラーというお話があって、そこまで、生活が営めなくなっているという実感が、お話を伺って感じました。

#### **香害をなくす連絡会**

お子さんが、ヤングケアラー、お母さんの代わりをしているわけなんですよ。ね。

#### **表示対策課 課長補佐**

同じようにですね、苦しんでおられる方がいらっしゃるということは、以前からお話伺っておりますので、そこは心得ているところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

マイクロカプセルについては、いかがですか。そういう画像は、今までご覧になったことはありますか。

#### **表示対策課 課長補佐**

こういう画像を、ネットで検索することもありますし、今回改めて、拝見させていただくこともありました。というところでございます。

#### **消費者安全課・課長補佐**

私は前回、一部ご紹介いただいた資料を拝見して、またもしかすると、別の機会でも、いろいろいただいた資料の中に入れてものかもしれませんが、そういう写真を拝見して、実際に、非常に小さい粒子が、いろんなところで観測されていることは、知識としてはありましたが、実際に写真として見せていただくというのは、非常に参考になりました。

### **香害をなくす連絡会**

香りがすごく長く続くということで、日本中、空気の公害が起きているわけですね？ ですから、街の中に、ほんとに長く続くマイクロカプセルが漂っているということなので、やはり いつまでも実態が解明されるとかいうことをおっしゃってないで、蛇口を閉めていただきたいんですね。何か行政指導ができないのでしょうか。メーカーに対してとか。事故調査の方からとか。

何か知恵を絞っていただけませんか。

### **消費者安全課・課長補佐**

我々も、できることはしていきたいということも、もちろん思っていますが、回答が繰り返しになってしまいますが、その科学的な知見というのが、我々独自に持っているものではないところもありまして、厚生労働省はじめ、環境省ですとか、他省庁とも情報共有させていただきながら、最新の知見の中で、得られた中で、できることをやっていくということをやっているところです。

いただいた情報を先回りしてしまう形になるかもしれませんが、ポスターの方で、いろいろ周知させていただいておりますけれども、ポスターの表現等についても、さまざまな意見をいただいておりますので、ご意見だけではなくて、自治体で出しているポスターの紹介であるとか、参考情報もいただいておりますので、そういうものもいろいろ参考にさせていただきながら、勉強しているところです。

### **香害をなくす連絡会**

ご自身のご家族とか、そういう方が被害にあったとしても、それでも、そういう感じのご意見になりますか。

### **消費者安全課・課長補佐**

それは、もちろんその原因がわかって特定されれば何らかやりようがあると思うんですけれども、我々としてその原因、香料と健康被害との間の因果関係を特定できない中では、できることが限られてしまうというのは、決して、科学的に、症状が起きているからとか、いないとか、そういうことではなくて、被害を防ぐために消費者庁の方も、健康被害を防ぐためにできることをやりたいというのはもちろん思っているんですけれども、できることの中でベストを尽くしていくということだと思っています。

## 香害をなくす連絡会

消費者庁の方ですので、ぜひ前に進んで、私たちのアンケート結果なども、つぶさにお渡ししているのです、どうぞ、ご自身の裁量権を最大に発揮して、蛇口を閉める方向で、動いていただければと思います。

次にポスターのことについて、お話しさせていただきます。

ほんとにポスターを作ってくださったことは、感謝なんですけれども、辛い思いをしている人がどんどん増えてきて、今の表現では、やはりちょっと現状の被害には即していないと思ひまして、急遽各自治体で独自にポスターを作成しているところの一覧表をお送りしましたけれども、「困っている人がいるかも」ではなくて、本当に困っている人がいるので、「困っている人がいます」という文章にさせていただくことと、「使用量などの目安を参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使いください。」「お使いください」というのは、ちょっとやめてほしいんですね。それで、一覧表の方に、いろいろとありましたけれども、人が多く集まる場所では、「ご配慮ください」とか「お控えください」とか、そういう風な文章があったと思うんですけど、そんなにあまり「かも」というのはないと思うんですけど、各自治体が独自に作ったポスターの中には。それで、そんなに難しいことをお願いしているわけではなくて、無理難題を言っているわけではなくて、今の文章、ポスターを、「困っている人がいるかも」じゃなくて、「います」、文字数も減りますので。そういう風にしていただきたいということ、それから、最後の方の「お使いください」を「ご配慮ください」とかそういう文章にして欲しいということなんですけど、いかがでしょうか。

## 消費者安全課・課長補佐

資料をお送りいただきありがとうございます。

前回も、この市のポスターなどということで、一部紹介いただいていたのですが、こういった一覧という形でお送りいただいて、大変参考になります。ポスターについては、関係省庁と連名で作成して今配布等をしているところなんですけれども、新しい知見を確認しながら、この表現の内容についてもいただいたご意見とか自治体の方で出しているもの等も参考にさせていただきながら、ちょっと考えていきたいとは思っています。

## 香害をなくす連絡会

今回の一覧表は、他の4省庁の方には送っていただいていますか。

#### **表示対策課 政策企画専門職**

まだ送っておりません。

#### **香害をなくす連絡会**

そうですか、ぜひ送っていただいて、そして共通の認識を持っていただいて、そうしたらすごく早く実現すると思いますので、ぜひ皆さんにもお伝えいただければと思います。

#### **香害をなくす連絡会**

いつもお世話になります。ありがとうございます。

この資料を作ったきっかけは、消費者庁さんから連名のポスターのところに、「困っている人がいるかも」と「かも」というのがついていたので、これはまずいと思って、全国ポスターを作っているところが今138ぐらいありますが、その中で、国のポスターを自分のところのホームページに載っているところも結構増えています。むしろ、オリジナルを作らずに、国のポスターをそのままポスターとして掲示しているところも、今62-3自治体あります。前提が、全国の自治体1700ほどありますので、非常にわずかな数だと私たちは認識しています。

読んでいただければわかりますように、大体のところの使用を「お控えください」とか「周りの人に配慮をしましょう」という風に書いてありますけれども、中には、使うことを前提にして、「強い香りのものは使わないようにしましょう、控えましょう、量を減らしましょう」という表現も多々あります。これでは、あまり意味がない、使うこと前提ではなくて、使わないようにしましょう、という認識でポスターがもっと増えていけばありがたいなあと思ってますので、まず国の方から、「かも」はとっていただきたくて、「困っている人がいます」という表現に変えていただければありがたいと思います。

それから、「量を守って」という文言もやはりそれだと使ってもいいという前提になりますので、そこもちょっと考えていただければありがたいなあと思って調べながらずっと感じていました。

#### **香害をなくす連絡会**

高知県が最近出されたチラシですが、ここの「香りつき洗剤・柔軟剤・香水などは、できるだけ使用を控えるように配慮をお願いします。香り成分が入っていない”無香料”のものを選択しましょう。」私たちは、無香料だからいいと思っておりませんが、とにかく配慮を、できるだけ使用を控えるようにと出しています。ポスターとしては進んでいる方だと思います。

すみません、一覧表の中に、高知県のこのポスターは入っていないものですから、出していただきました。ありがとうございました。

それで、先回で、2020年ですかね、ポスターについて検討しています、とおっしゃっていただいて、本当に天からの声のように喜んだのですが、今度はポスターを改訂しますとお声を聞きたいんですけど、いかがでしょうか。

#### **消費者安全課・課長補佐**

ありがとうございます。

ポスターの表現については、みなさまを含め様々なご意見いただいているところですので、どういう表現がいいのかということ、また先程の消費生活センターの方にご相談いただくお話もありましたけれども、最近の相談の中身等も確認しながら、関係省庁とも共有して、今後相談していくことになるかなあとは思っております。

この場で返事しますと、私の独断で申し上げることができないのは申し訳ないんですけども。今回いただいた資料、これ全国の資料を集めていただいて、これも大変なご苦労だったと思います。こういうものも参考にさせていただきながら、各所とも共有させていただいて、今後相談して行きたいと思います。

#### **香害をなくす連絡会**

よろしく願いいたします。

#### **香害をなくす連絡会**

一言よろしいでしょうか。

昨日もちょっと、今日どういう風に話そうかと言った時に言っていたんですけども、「かも」というのを「います」、そして「使ってください」というのを「使わないようにご配慮ください」というのは、1分ぐらいあれば、データを変えられますので、絵などはあのまま、文字を変えるだけということなので、それはぜひ取り入れて欲しいんですけど、それを変えたらダメだという人が

いるのでしょうか。5省庁の中に。または、消費者庁さんは、変えた方がいいという風に考えていらっしゃるのでしょうか。

#### **消費者安全課・課長補佐**

このポスターをつくった時に、相談の内容等も、実際にそういう相談が寄せられているというものを確認させていただいて、どこまで言うかということ、また啓発していくにあたって、どのような表現が、啓発の効果として得られやすいかなども考えながら、こういう表現にさせていただいているところです。

おっしゃっていただいた通り、もう少し断定形にしてほしいとか、使用を控えるようにというご意見もいただいているところですので、そういうことも含めてちょっと検討はさせていただきたいと思います。

皆様から、今お聞きいただいたように、ポスターの中で変えて欲しいというご要望の要件としては、「かも」のところを断定形にして欲しいということと、使用を前提とした表現にするのはやめて、柔軟剤自体の使用を控えるようにしてほしいということはまあご希望の要件ということでよろしいでしょうか。

#### **香害をなくす連絡会**

「使用量の目安」というところの「量」の問題ではなく、「成分」の問題だと思うので、実は、小学校の子供の香害に悩んでいるお母さんが、これを学校に貼らないでください、と言ってるって言ってるんですね。なぜかというところ、「量」を守ればいいのかと、保護者の方に思われてしまうと、子供がいたたまれないんだそうなので、「量」の問題ではなくて、カプセルが爆発しちゃうような、そういった成分の問題なので、そこは改善していただきたいと思いません。

#### **香害をなくす連絡会**

5省庁の皆さんが作ってくださったポスターは何万部お刷りになったのかわかりませんが、どんな印刷物もなくなったら、新しく刷り直すということだと思いますので、刷り直すタイミングで、その文字を変えるということは、できないと思うんですけど、どのくらい刷って、どのくらい余っているんですか。それによっては、すぐ変えられるということもあると思うんですけど。

#### **消費者安全課・課長補佐**

まず、ポスターなんですけど、一番最初、令和3年8月に印刷して配布した時には、約4000枚配布しております。それから、令和4年3月 もう一度増刷して配布しておりますので、この時も約4000枚配布しておりますので、合計8000枚程度配布させていただいています。

### **香書をなくす連絡会**

ということは、また令和5年にも増し刷りされるということなので、ちょうどタイミングがいいと思いますので、今年の増し刷りの時に、その文言だけぜひ変えていただきたいかと思います。よろしくお願ひします。

### **香書をなくす連絡会**

いいお返事をお待ちしています。

家庭用品品質表示法の指定品目についてのことに、移らせていただきます。

ずっと回答が、品質を識別することが特に必要だと認められるものが指定されているので、特に、今のところでは、第二条第一項の家庭用品に該当しないものと考えておりますとなっています。

近くのドラッグストア、私は本当は行きたくないんですけど、決心して行きましたが、これは、花王の「ハミング」の表示なんですけれども、成分として、界面活性剤2つ書かれていますね。ライオンとP&Gは、エステル型ジアルキルアンモニウム塩で、ポリオキシエチレンアルキルエーテルが入ってないのですが、花王の製品には、ポリオキシエチレンアルキルエーテルが入っていて、これは、布の給水力が悪くなるので、非イオンの界面活性剤を入れているわけなんです。ちょっと、家表法の方のあれを出していただけますでしょうか。

家表法の1番にカッコ書きで、界面活性剤の総含有量および界面活性剤の種類の名を付記する、ということなんですけど、最近打ち出したのが、家表法の2番で、ここのところには、「界面活性剤を用いて、その用語の次にカッコ書きでその含有率および種類の名を付記すること」。「総含有量」が「含有量」に変化しているんです。これは、この方が正しいと思っいていいのでしょうか。

**表示対策課 課長補佐**

今示されている家表法の2ですね。『「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次にカッコ書きでその含有率及び種類の名称を付記すること』ですから、こちらが正しいです。

#### 香害をなくす連絡会

とすると、変わっているわけですね。

#### 表示対策課 課長補佐

変わっているというか、1は違うものではないですかね？  
合成洗剤のやつですか。

#### 香害をなくす連絡会

そうです。

それでは、ちょっと時間がないので、最後の下の方の、「工業会の自主基準」の方を見ますと、『この場合において、その含有率が3%以上のものについては、「界面活性剤」の用語の次にカッコ書きでその種類の名称を示す用語を付記すること』となっているんですけど、先程の図を、平賀さん、お願いします。こちらの方を見ると、界面活性剤となっていて成分が書かれていますね。ここに書かれているということは、3%以上あるということだと思っんですね。「界面活性剤」を表につけて、3%以上のものは書くということになっていますから。

そして、下の方の合成洗剤の表示のところ、「家庭用品品質表示法に基づく表示」ですと、先程の法律のように、「界面活性剤」の文字を用いて、23%というのは、その中の一番多いところから順番に書きなさいとなっていると思うんですけど、そうしますと、3%以上あるものが何%入っているかは、今の表示ではわからないわけですよ？ 表示対策課の方では、何%というのは、把握していらっしゃいますか。

#### 表示対策課 課長補佐

含有率が23%であることを表示すればよいということになっています。

#### 香害をなくす連絡会

これは洗濯用の合成洗剤で、柔軟剤の方のあれが3%以上のものは、表示するとなっているんですけど、その3%以上というのが、エステル型ジアルキルアンモニウム塩が何%入っているかを把握していらっしゃいますか。

**表示対策課 課長補佐**

すいません、ご指摘の内容がわからないんですけども。

**香害をなくす連絡会**

さっきの家庭用品品質表示法のここ[工業会自主基準]のところに、含有率が3%以上のものについては、となってますよね。3%以上あると思うんですね。先程の容器の表示を見れば。それが、3%以上というのは、容器の中に、何%界面活性剤が含まれているかというのは、承知していらっしゃるのか、それとも自主基準に任せていらっしゃるのか、どちらなのでしょう。

**表示対策課 課長補佐**

表示対策課としては、承知してないです。

**香害をなくす連絡会**

そうですか。

やっぱり、これだけ被害が多くて、それで何%というのがわからないというのは、これは、家庭用品品質表示法にきちっと入れないと。入れて、そして界面活性剤の表示を多いものから順番に何%ときちっと書かないと、消費者としては見分けがつかないと思うんですけど、いかがですか。

**表示対策課 課長補佐**

柔軟剤の話だと思うんですけど、基本的にこれは多く表示することを防ぐことを、家庭用品品質表示法では定めているんですね。界面活性剤がこんなに入っばい入っているんだから落ちるんだ、と思って買ったときに、実は数量、含有率が違ったとか、そういうことを防ぐために、正しく表示してください、ということになっていて、柔軟剤に関しては、自主基準だと思いますんで、こちらとしては把握はしておりませんが、機能を発揮するのが、3%以上のものだと、柔軟剤としての機能を発揮するのは、界面活性剤としては3%なんだろう、という判断をして、3%以上であれば、じゃあその名前を、根拠を示してください、ということで、基準を作られているのかと存じます。

**香害をなくす連絡会**

それはやはりおかしいと思いますね。

洗濯とセットで使うもので、合成洗剤ではなくても、1962年に家庭用品品質表示法ができた時から、柔軟剤は、できてるわけですから、家庭用品品質表示法

に組み入れないと、これ以上被害が、本当は蛇口閉めてもこういうものは売らないで欲しいですけど、せめて、家庭用品品質表示法の品目の中に入れて、何%エステル型ジアルキルアンモニウム塩が入っているのか、そういうことをきちっと表示してもらうのが、表示対策課の方のお仕事じゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### **表示対策課 課長補佐**

先ほどから申し上げている通り、家庭用品品質表示法は、柔軟剤の機能が発揮できる含有率が、何%であるかどうかで違いが出るということがないものだと、我々は承知、理解しておりますので、少なくとも柔軟剤を法律で規定して購入時に、品質の識別性をしなければならないというものではないと今認識しております。

#### **香害をなくす連絡会**

界面活性剤の用語の中に、きちっと用語の界面活性剤として、第四級アンモニウム塩系として、ジアルキルアンモニウム塩、これがエステル型ですけど、そういうものがちゃんと入っているので、それを入れればいいことなので、ぜひ、再度、早く消費者委員会、そちらの方で検討を始めてほしいと思いますけど、いかがでしょうか？

#### **表示対策課 課長補佐**

繰り返しになりますが、少なくとも購入時に品質を識別する必要があるかどうかということで、こちらとしては、観点を持って、品質表示法の対象にするかどうかを決めておりますので、現在のところは、必要がないと、認識をしているところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

私ちょっと意見ありますが、今柔軟剤入り洗剤とか、あと香りづけする商品、柔軟剤と比べて超給水力、柔軟剤の代わりに使えとか、非常にわかりにくい製品がいっぱいテレビCMされていて、使う人は、わけわからないまま使っていて、それが香害になってるということが結構起きているので、やはりここはきちんと、合成洗剤とセットで使うみたいな感じになっちゃっているのであれば、ここは表示するのがよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### **表示対策課 課長補佐**

繰り返しになりますが、柔軟剤が基本的に広辞苑とかで、辞書を引きますと、繊維を柔らかくするとか、そういった機能の製品であると承知しております。それについて、何か、柔軟剤の違いがある、取り違えるということが今起きているということはないと認識しております。手前どもといたしましては、家庭用品品質法の対象にはならないものと認識しております。

#### **香害をなくす連絡会**

今、帯電防止の作用とか、衣類を柔らかくするとかという柔軟仕上げ剤の役目よりも、香りのマイクロカプセルによって香りが長続きするという、そちらの方のニーズがとっても多いわけですね。それで皆とても苦しんでいるわけですね。私も50年、合成洗剤も柔軟剤も使ってないのに、今、外出するのに、ほんとに、勇気がいるぐらいですから、そういうことを考えたら、早く、きちっと表示だけでもしてほしいと思いますので、いかがでしょうか。

#### **表示対策課 課長補佐**

繰り返しになりますが、この法律は、購入者が購入する際に、どういったものがいいかと、自分は何を買ったらいいか、買いたいか、あるいは、間違いをしないようにするというので、購入者が、どう考えているかと法律でございまして、それに対して、柔軟剤というものは、今、直ちに取り違えとか起こるものではないと、承知しております。従いまして、品質表示法の対象にはならないものと考えております。

#### **香害をなくす連絡会**

3%以上のものに表示するというのが、本当に普通の「アタック」とかには、20何%とか書いてあるのに、これだけ被害が大きい柔軟剤に、含有量のパーセントが入っていないというのは、非常にこれは消費者に対して、おかしいという風に思いますので、ぜひ、再度検討していただきたいです。

#### **香害をなくす連絡会**

それから、香りが移って取れないという被害報告がたくさんあるんですね。いろんなものに付着して、とにかく何回洗っても取れません。5回6回で、薄くなるのが綿の場合で、合成繊維の場合だと、30回洗っても、1回ついた柔軟剤の香りが取れないということが、本などに書いてあるくらいで、1回洗ったら、この香りは取れません、みたいな表示が必要だと思います。また、これには、こういう有害なカプセルを使用しています、みたいな表示も必要だと思うんですけど。お客様相談センターとか、洗剤メーカーのところに連絡して聞く

と、前は、うちの製品のカプセルは水溶性です、と言われたんですけど、実際、大学の先生が測ったら、メラミン樹脂が出てきたとか、結構、嘘の情報をお客様相談室で言われたりするんですね。なので、そこはきちんと表示して、製品選びができるようにしてもらうには、ちゃんと法律の方も改正して、表示を義務付けするというのも必要だと思うんですけど、どうでしょうか。

非常にわかりにくく、そして、1回使ったら取れないということは、みなさん知らずに使っているというところ、非常に不親切だと思うんですけども。

#### **表示対策課 課長補佐**

あの、繰り返しになりますけれども、洗剤は、ものが落ちるかどうか、あるいは、縮んでしまうかどうか、色移りがしてしまうとか、こういったものを防止するために表示をしてください、と。台所用であれば、こういう洗剤が、家庭用洗濯であれば、こういう合成洗剤が、という観点で表示を今対象にしているものでございますので、今言った話は、基本的に、家庭用品品質表示法の対象ではないと考えているところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

別の問題だということですか。

#### **表示対策課 課長補佐**

そうですね、使う人、買いたい人がどういったものを買いたいか、使うことを前提にした品質表示法でございます。

#### **香害をなくす連絡会**

買う人も、これを買ったら、香りが取れません、ということがわからずに買っているんですよね、多分。

#### **表示対策課 課長補佐**

香りというよりは、洗剤か柔軟剤そのものの機能という観点で、とり違いが起こるかどうかで考えているところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

さっき言った、柔軟剤入り洗剤とか、柔軟剤の代わりにこれを使えみたいなやつは、どうなんですかね？

### **表示対策課 課長補佐**

柔軟剤はちょっとわからないんですが、界面活性剤を使って汚れを落とすというものであれば、合成洗剤という風に我々は認識して、表示をお願いしているところがございます。

### **香害をなくす連絡会**

この問題はなんかずっと繰り返している、、

### **香害をなくす連絡会**

ぜひ、被害の深刻さをあれして、メーカーの方にきちっと指導していただきたいと思いますので。

### **香害をなくす連絡会**

ちょっといいですか。

表示の問題は、ずっと私たちも言っているわけですがけれども、なんか頑なにここだけは変えないぞ、という意志を感じるんですが、表示というのは、個別に買う人が見て、買うためだけではなくて、やはり広く世間一般に知らせるとか、買う人だけにその製品が止まっていればいいですが、衣服を通して、空気を通して、買わない他人に危害を与える作用のあるものを野放しで売らせているわけですよ、消費者庁は。ですから、表示っていうのは、お金を払う、という人以外のところにも影響を及ぼすということですので、やはり、今伺っていますと、いかにうまく売るために、表示があるかという風にしか聞こえないんですが、私たちは、非常にこの深刻な問題を5年間やってきて、なんとか解決したいと思って、消費者の味方である消費者庁にこのように訴えて、表示問題もずっと訴え続けているんですが、表示対策課として、香害というパブリックな害に、表示対策課ができることは何なのか考えたことがあるかお聞かせください。

### **表示対策課 課長補佐**

考えたことはもちろんあるんですが、少なくとも家庭用品品質表示法はこういう法律、ご案内の通りの法律でございますので、それ以上の何か権限、目的を見出すことは難しいところがございます。

先程もありましたが、権限以上のことを、なかなか僕らが行使することは、難しいところがございますので、今のところは、こういった状態でございます。

### **香害をなくす連絡会**

権限は、消費者庁は、消費者の味方であるというのが、最大の権限だと思います。メーカーや企業が活動しやすいために消費者庁があるのではなく、私たちのために消費者庁がある。表示もそのためにある。消費者のために表示はあるのだと思います。そこを根本的に間違っていると思います。

ですので、企業のために表示があるのではない、ということを今一度考えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

### **表示対策課 課長補佐**

家庭用品品質表示法は、企業のために規制をしているものではなくて、購入者、使用者のために、表示を義務付けているものがございます。その観点で、品目の対象などを決めているところでございます。

### **香害をなくす連絡会**

買っていない人にまで危害が加わっていることについては、どうお考えですか。

### **表示対策課 課長補佐**

そういう声があるということは承知しておるんですが、こちらの法律の権限の中では、そういうものに対する対応が難しいと考えているところでございます。

### **香害をなくす連絡会**

消費者庁のメンバーとして、この問題をどうやって解決したらいいと思いますか。

### **表示対策課 課長補佐**

申し訳ございません。そこは、私は、家庭用品品質表示法の担当でございますので、それ以上のことは申し上げることは、差し控えたいと思います。

### **香害をなくす連絡会**

本日はどうもお忙しいところありがとうございます。

私は、このメンバーに、有害化学物質削減ネットワークという NPO の理事の資格で参加しておりますが、まあ、本業と申しますか、環境社会学の研究者でございます。

やはりその行政の方がですね、いろいろ動かれる際に、なかなか権限ですとか、今日の場合は、科学的な因果関係ですとか、そういったことが重要になるということは、理解できないことはないんですが、この化学物質に関しては、もう一つ上の政策理念として、環境省さんは予防原則というのは、環境省さんでは、予防的アプローチという表現になりますが、予防原則とか、それから、2006年の国連のSAICM（サイカム）という原則がございますね。SAICMというのは、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」。要するに、2020年までに、もう過ぎちゃったんですけど、化学物質リスクを最小限化する、そのために、因果関係がまだ科学的に立証されてない段階であっても、相当、相関関係のようなものが想定される場合は、予防的にそれを削減しよう、あるいは、やめていこうというような原則だと思うんですね。

消費者庁さんも、大枠で言うと、こういう原則の元に、政策を進めていくことは可能なんではないかと思いますが、その辺で、今表示のことでおっしゃいましたが、全体の枠組みとして、やはり行政の大枠としてこういう原則を生かしていくという方向は如何でございましょうか。採用できないのかな、という風に思っておりますが、よろしく願いいたします。

#### **表示対策課 課長補佐**

今のところは、そのようなことではなくて、購入者あるいは使用者の方の声というか、そういったところを含めて、総合的に判断をするというところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

いつになったら検討していただけるのですか。私、5年前から、被害者がもっと増えたらとか、もっと数が増えたらとか、その度に9000人のアンケートを集めたり、いやや（188番）集中キャンペーンをやったりしてるんですけど、どこまで増やしたら、やってもらえるのですか。

#### **表示対策課 課長補佐**

どこまで増やしたらというものがあるというものではございませんが、今のところ、先ほどから申し上げている通り、購入時あるいは使用時に、取り違えなどが起こるものではない認識をしているところでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

取り違えてなんですかね？

**表示対策課 課長補佐**

例えばですね、天然繊維に使っちゃいけないものを、思わず天然繊維のものに使ってしまう、こういった洗剤を間違えて使うとかですね、イロモノに使えない洗剤を使ってしまうと色落ちしてしまったとか、縮んでしまったとか、こういったことを防ぐということでございます。

**香害をなくす連絡会**

それは洗剤の話ですよ？

**表示対策課 課長補佐**

柔軟剤に関しては、先程申し上げた、帯電性とか、繊維を柔らかくすることにに関して言うと、取り違えがないという認識でおります。

**香害をなくす連絡会**

国民生活センターの時間がなくなってしまうので、そろそろ、

**香害をなくす連絡会**

ぜひ、ポスターのこととか、いろんなことでまたお返事をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**香害をなくす連絡会**

ちょっと表示は、いつも頑なに断られてしまいましたが、それも引き続きお願いしますが、ポスターは、ぜひ本当に多くの人から声が集まっているので、何でしたら、もう一回いやや（188番）をこの問題に絞ってやってみようかと今日思いましたので、ぜひ、ご検討よろしくお願いいたします。

国民生活センターの方、お願いします。

**香害をなくす連絡会**

国民生活センターは、本日は新しい方なんですけれども、この問題についての引き継ぎなどは、なさっていらっしゃるのでしょうか。

まず、お聞きしたいのは、この間、こういう議論をお聞きになって、香害の問題に対して、どういう風を感じていらっしゃるか、国民生活センターとして

は、やはり何かやらないきゃいけないんじゃないかと思っていらっしゃるのか、そこらへんの率直な現在のこの問題に対する認識をちょっとお聞きしたいと思います。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

よろしく願いいたします。

引き継ぎとかそういうことではなくて、私もずっとこの商品テストという部署におりますので、ずうっと見聞きはしております。ずうっと、一緒に仕事をしておりますので、十分かどうかわかりませんが、理解はしていると思っていますところでは。

私も日々、パイオネットの情報とか見ていまして、香りの被害に関する事、あるということにつきましては、そういった声を見聞きしておりますので、我々としても、今まで、2013年と2020年2回にわたって、こういった情報を出してきました、注意喚起等も行っている次第ですので、本当に我々、企業に対しても、省庁に対しても、なんの権限もないところで、こういった情報を出して、お願いベースでありますけれども、非常にそういった取り組みをしてきたことに関しましては、本当に我々としても、いろいろと難しいところもありましたけれども、情報発信をして、少しでも、こういったことに苦しんでいる方に対して、お役に立てるよにということで努力はしてまいりましたということで、考えてはおります。

#### **香害をなくす連絡会**

そうしますと、2013年に、調査結果を発表してくださって、2020年に、2回柔軟剤に関する情報提供をしてくださってますけれども、この先も、5年に1ぺんということではなくて、今、また被害が大きくなってますので、また新たな調査とかそういうのを、やらなきゃいけないなと感じて思っはくださっているわけですね。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

私個人としては別なんですけど、組織としては、ちょっといつになるというお約束はできないんですが、こういったことに関して、やはり消費者の声というのが毎年多く寄せられていることは、私も存じておりますので、またできる機会があるかどうかお約束はできないので、非常に申し訳ないんですけども、

またそういったところで、なにかしら、いずれやることはあるかもしれませんが、今この場でお約束するという事は、難しい次第でございます。

### 香害をなくす連絡会

わかりました。

それでは、質問の①についてちょっとお話ししたいと思うんですけども、やはり、有害物質が出ているのではないかという風に思っているわけですね。これだけ被害者が多いので。去年から、ホルムアルデヒドとか、アセトアルデヒドとか、アルデヒド類が結構出ているんじゃないかと、これは海外の香りつき製品を調べた学者なんか、いわゆる有害物質が出ていたと報告しているわけですね。ですから、1回は、国民生活センターで、香り付き製品からこういう物質が出ているのではないかと、調べて欲しいと再三お願いしてるわけなんですけれども、そちらの答えは、技術的には可能であるけれども、因果関係はそのようなテストでは確立できない、というお答えだったんですけども、私どもからしますと、因果関係はそんな簡単に一つの研究や調査の結果だけで、確立できるわけではなくて、何十、何百といういろんな証拠が積み重なってやっと確立できるものなので、この試験をやったからといって、因果関係は確立できないからやらないんだ、というようなことは、本当にちょっと問題だなと思うんですけど、やはり、技術的に、ホルムとかそんなの簡単ですよ、測るのは。なぜやっていただけないのか、もう一度お答えいただきたいんですけど。

### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

これはちょっと難しいところがありまして、測ることはできるかと思えますけど、じゃあ一体これが、量的な話もそうですし、どれが環境で、どれぐらい出たときにどういった感じになるのかということが、全くちょっと、こちらの方としても情報がないものですから、そういった意味で、測定結果、うちの情報を、もしはかって公表したとすると、そのデータのみが一人歩きすることもありますので、なかなかこういったことを測って出すということは、難しいかなということは考えております。

ホルムアルデヒドに関しましては、例えば、木とか紙が燃えても出るものですし、アセトアルデヒドに関しましては、人の体からも発生するようなものがございますので、果たしてどれぐらい出れば、こういった被害が出るのかとい

う、ちょっとこちらとしても情報を持ち合わせていませんので、出すのがちょっと難しいのかな、と考えております。

### **香害をなくす連絡会**

もちろん、情報がないからこそ、やってみるというのが、国民生活センターの義務なんじゃないですか。出した情報が必ず一人歩きして困るからというんじゃないで、やはりこういう研究というのは、小さな研究の積み重ねであって、いろんな条件を試して、どうなるかわからないからやらないんじゃないで、わからないから一つずつ、やってみて、それで、公表するか否かについては、また公表の仕方についてもいろいろあるでしょうけど、少なくとも、やってみると。それで、今、マイクロカプセルの素材としてメラミン樹脂がかなり使われているわけなんですけど、そちらもご存知でしょうけど、やはりホルムアルデヒドですよ？ それですから、他の環境に比べて、人間からも出るとか、どっかからも出るとか、というんじゃないで、かなり多くの量が出ているかもしれないんですよ。ですから、検査をしてみて、出てないかもしれないけど、出ているかもしれない、もしかしたら量が多く出ているかもしれない、そこら辺は、ダメ元でも、やるべきというのが、国民生活センターの姿勢じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

意見としては頂戴いたしますけれども、やはり、我々の組織というところは、そういった、いわゆる基礎研究に入る部分に関しましては、実施するところではないですので、なかなかそういったことを、積み重ねて公表していくということは、難しいかなと考えております。

### **香害をなくす連絡会**

基礎研究ではなくて、被害が出ているので、やはり、ホルムアルデヒドがかなり多く出ているのではないかと。別に基礎研究の研究をやってください、とお願いしているわけではないんですよ。被害が出ているので、現実的に測ってみよう。以前、EPA だって測っている訳ですよ。柔軟剤からずいぶん前に。そのデータ、やっていますよとお知らせしたんですけども、まあできないことじゃないんで、そうすると、前に、TVOC の検査を 2020 年に、香りの強い製品から TVOC が多く出るみたいなことをしていただきましたけれども、そちらとしては、香り問題については、これ以上試験をするつもりは、予定もやる気

もないという風なことなんでしょうか。やはり、何かしら、これだけの被害が出ている限りは、やるべきだと私たちは思うんですけど、いかがでしょうか？

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

そこは、ご意見としては頂戴いたしますが、現在のところそういった試験等予定はないというところが正直なところでして。

#### **香害をなくす連絡会**

こちら、消費者庁の方にも観ていただきたいのですが、こちらは、12月に、室内環境学会で出されていたデータですけれども、柔軟剤を使った衣類を擦ると、TVOC、室内基準は、400 だと思えますけれども、これ、9999、実は、10000 を超えると、測定器の上限で、これ以上出ない、振り切れちゃっているんで、実際 10000 以上の TVOC が出ていることが分かったというものなんですね。なので、非常に高い濃度が出ている可能性があるということが分かっているんですけれども。

2013 年も、柔軟剤を使用しない場合と、微香タイプと強い芳香のある柔軟剤のタイプでは、7 倍ぐらい VOC の量が違ったというテストを国民生活センターさん、出していたと思えますけれども、カプセルを使って、擦った状態で試験をされていないと思います。なので、現実衣類が擦れて、体温とかで、すれ違ったり動いたりしたときの、ものすごい被害というのが、テストの状態をもう一回再現したテストが必要なんじゃないかと思うので、これはぜひすぐにできる実験だと思えますけれども。これどうでしょうか。できるやり方、どういう広さでどういう風にやったらいいのかもあると思えますけれども。これは、非常に求められているテストだと思えます。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

あのう、なかなか、どのような条件で、どういった風にやった場合に、再現とかを含めてですけれども、テストをしたらよいかは非常に難しい問題でして、現在は、我々としてはそういった、特にマイクロカプセルのことにしましては、付着してとか、そういったことに関する測定法とか手段に関しまして、知見持ち合わせておりませんので、なかなかちょっと実施をすぐに行うというのは、難しいかという風に考えております。

#### **香害をなくす連絡会**

テストの、現実には、着て歩いて被害なので、現実に即したことで、とんでもないTVOCが出ているんだったら、これはまずいな、ということになると思うんですよ。

#### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

そうですね、特にその現実に即したというところで、個人個人そういった使い方とか、条件とか、特に外ですと、風の流れとかでも、ずいぶん違って来ると思いますので、そういったところで、こういった試験を行えばいいかということに関しましては、ちょっと我々としては、現在ちょっとこういう風にやればできるというのが、なかなか情報としては持ち合わせておりませんので、ちょっと難しいかなという風に現在のところは、考えております。

#### 香害をなくす連絡会

そうですね。何事も新しい香害の問題というのは、業者の方、知見を持ち合わせてなくて、当然なんですよ。そもそも新しいのですから、考えて、何かできることはないかと考えて、始めていただくのが筋じゃないかと思うんですけど。

ですから、質問②と質問③に重なりますけど、「徐放技術について安全性を業者に説明を求め、注意喚起して欲しい」という風に、私どもが要望いたしましたら、「当センターでは、事業者からの説明を強制的に徴求する権限は有しておりません。」というお答えだったのですが、別に強制的に説明を徴集？するのではなくて、2020年の国民生活センターが柔軟剤の情報提供をしてくださったところに、一番最後のところに、事業者・業界への要望ということを、国民生活センターさんが、ちゃんとしてくださっているんですよ。それを改めて見ましたならば、やはり、国民生活センターさんから、業界にきちっと要望を出してくださっている訳です。ですから、そういう要望という形でも、もちろん強制的に徴集するわけではなくて、要望という形で、やはり徐放技術というマイクロカプセルが破裂するような技術について問題が起きているので、この問題の安全性について、説明を求めて、私たちはいただきたいんですけども、私たちから求めることはできませんが、国民生活センターさんからは、求められると思うんですよ。この要望という形で。これぜひお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

#### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

あのう、正直我々のところもですね、事業者さんへの要望ということに関しましては、これもそうなんですけど、任意で、お願いベースでしているところところが正直なところとして、これもメーカーの方にいつもかけ合って、これも簡単そうにお感じになってという失礼申しますが、毎度これ、非常にメーカーともお話し合いをした上で、こういった形で、まあ、この要望したと、いろいろとご意見等を、こちらとしてはいただいていたりもするので、なかなかこれを出すのを、かなりこちらとしても、努力の結果と言いますか、

#### **香害をなくす連絡会**

わかりました。そんな大変な思いをして、要望を出す段階で、その内容について、業界の方と相談して、合意した上で出されている、ということですか。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

違います。言い方が悪くて申し訳ないんですけども、これに関しましては、事業者さんに説明をして、ご要望しているということなので、内容に関してですね、??ていうことでございます。

#### **香害をなくす連絡会**

そうですか、それでしたら、大変な思いをして業界さんに、要望をしているということでしたら、またもう一回大変な思いで、汗をかいていただいて、やはり、マイクロカプセルの安全性は、国民全体の問題で、それを吸い込むと今大変なことなんです。人間の肺からも検出されているわけですよ。こういう技術をそのままやっていて、本当に大丈夫なのか、やはり国民がそういうことを知りたがっているということで、非常にご苦労のあることかと思うんですけど、ぜひその業界さんとの話し合いの線に乗せていただきたいんですけども、やっていただけますでしょうか。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

ちょっと私の一存では、できるということを約束できないので、大変申し訳ないのですが、なかなかこういった情報がメーカーの方に、出てくるかどうか、なかなか難しいかなという風にも考えています。

#### **香害をなくす連絡会**

メーカーに出てくるか、とはどういうことですか。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

こういったことをメーカーにお聞きして、そういった情報が出てくるかどうかというところが、なかなか結構難しいかな、と

#### **香害をなくす連絡会**

そこを出して頂かなくても、そういう破裂するようなものが、世の中に広がっているというのは、先程の画像からも分かっているわけで、やはり、国民がこれほど、問題視しているからなんとかならないかと、やはり、注意喚起ですね、新しく情報を、企業秘密を明かせと、言ってるわけでは私たちないんですよ。やはり、これだけ困っている人がいるので、なんとかありませんかとお話ししていただきたいということをお願いしているわけです。

#### **香害をなくす連絡会**

もう一つテストを、簡単にできることを提案したいんですけども。柔軟剤を使った衣類を着た人が椅子に座って、その後無香料のものしか使っていない人が座った衣類を何回洗ったら香りが取れるかというのを一度テストしてみただきたいんですよ。本当に30回洗っても香りが取れないという、とんでもないことが起きているので、これは、すぐできると思うんですけど。メーカーに聞いたりとかしなくても、空気の流れとかも何も考えなくても、すぐにできるんで、ぜひこれはどうでしょう、やっていただければ。

#### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

それもなかなか難しいところがありまして、香りの感じ方はものすごく人によって差がありますので、特に、過敏症の方などですと、非常に敏感に感じてしまうこともあるでしょうし、そういったことがない方、特に日常的に、柔軟剤を使用されている方なんかは、なかなかそれぐらいでは感じないということもありますので、そこもなかなか判定となると難しいかなという風に思っております。

#### **香害をなくす連絡会**

それで、2020年の調査では、嗅覚判定士さんが、嗅いだけれども、対して変わりませんでした、という結果が載っていて、非常にそれはそれで不満だなと思ったんですね。

#### **香害をなくす連絡会**

「臭気」判定士ですよ。

### 香害をなくす連絡会

そうです、「臭気」判定士、ですね。

だから、その人個人の違いで、平気ですと、2倍量使わなければOKです、みたいになっちゃっているのが、いや、そんなことない、と。嗅覚が過敏というよりも、そういう商品をずっと使わないでいると、みなさん正常に香りを感じるようになると思うのですよね。

### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

こちらとしては、臭気判定士という方に関しましては、ニオイの強さと、ある程度こういった資格を持って段階的に評価できる方ということをお願いしてま

### 香害をなくす連絡会

では、その臭気判定士の鼻で、どうなるかを一度みていただいたらどうかと思います。

### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

これはあくまでもニオイを嗅いだレベルとかそういうことではなくて、あくまでも、感じられるようなところの話です。そうしますと、なかなか今のよう

### 香害をなくす連絡会

さっき写真で示されたように、どれだけくつつくかを顕微鏡で見てもらえれば、人から人に移っていると目で見てわかると思うんですけれども。鼻じゃなく

### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

その辺の方法に関してましては、我々の方で、こういった風にやればできるんじゃないかと、ちょっとまあ、こちらの方では、技術的なものを持っておりま

### 香害をなくす連絡会

技術的なものを持っておられないのではなくて、持っておられるのではないかと思うんですよ、私は。なぜなら、素人の私たちが顕微鏡で見ても、やはりマイクロカプセルが、ものに付着している状況というのは、見られるわけですね。そちらは、技術的なものを持っていらっしやらないのではなくて、技術力

は非常に高く持っていらっしやると思うんですよ。ですけど、やはり、それが社会問題化しているの、ぜひ、やはり、素人がやるよりは、国民生活センターさんが、それがくっついてますよ、いろんな、食品にも、プラスチックのマイクロカプセルが大量にくっついているものを毎日食べていいんですかというような情報を、社会的な問題提起をしてくだされば、本当に私たちとしてはありがたい、国民のためだと思うんですけど、

### **香害をなくす連絡会**

えっとですね、最近テレビでよく消臭と宣伝していますよね。最近山の中で会った人に、すごいニオイで5メートルぐらい近寄れないんですよ。本人に、ちょっと勇気出して聞いてみたんですけど、そうしたら、ニオイ感じないって言うんですよ。最近特許を検索したら、P&Gと花王の特許で、イオンチャネル阻害剤というのが、いっぱい出ているんですよ。で、嗅覚細胞から脳に電流で伝わるところを、薬品で阻害して感じなくしているんですよ。まあ、実際それが使われているかどうか、私にはわかりませんが、そんなことしていいんですか、ということをお聞きしたいんですよ。

人間の感覚を麻痺させるような薬品を入れている可能性がある。消臭のために。いかがですか。

### **商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

すいません、ちょっと私個人としてはそういったことについて、お答えする知識を持っていないので、それがいいかどうかに関しての判断については、ちょっとここで申し上げるのは控えさせていただきます。

### **香害をなくす連絡会**

そろそろ時間なんですけれども、私から最後に伺いたいんですけど、やはり先程の表示対策課の方にも伺ったのですが、国民生活センターとして、実際いやや（188番）含めて、今までいろいろお送りしました資料でも、もうとにかく大勢の人が苦しんでいることは明らかになり、岸田総理も何らか解決しなければいけない、と言っているんですが、その国民生活センターとして、この問題というのは、ほんとに特異な困っている人たちというのは、特殊な人たちと捉えているのか、それとも広範なタバコ問題や花粉症のような、かなり広範な人が、被害にあうパブリックな害だと捉えているのか、まずちょっとお伺いしたいです。

#### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

あのですね、なかなかこれも、本来センターとしてお答えすべき話なので、私の個人的な見解としてお答えしていいのかどうか、なかなか難しいところなので、一概にどう捉えているのかについては、お答えは、はっきりとは申し上げられないんですけれども、こちらといたしましては、こういった風に、テストの公表等でも、取り上げていることですので、それなりにこういった話に関しましては、被害にあわれている方が多くいると認識している、特にこういったニオイの強い柔軟剤が、入り始めて、こういった被害を強く申し出る方等が増えてきたと認識しておりますので、非常に問題になっていることだなあ、という風には捉えております。ただ、一方で、この現状の相談等に関しましては、現在いやや（188番）等も含めて、継続して情報等収集しておる次第ですので、こちらに関しましては、十分つもり？で対応できているという風には思っております。

#### 香害をなくす連絡会

私たち、21世紀型の公害、パブリックな害だと捉えていて、まあ水俣病ですとか、四大公害については、特定企業が加害企業として特定できるんですけど、なかなかこれは、本当の加害企業が見えにくくて、消費者同士が何か加害者・被害者になっているかのように描かれています。実際は、柔軟剤に限れば、花王、P&G、ライオン、いわゆる加害企業がいるわけですね。私は、そういう風に捉えているんですけれども、この被害があるっていう風に、国民生活センターで言っているのであれば、この問題解決をどうしたらいいかお考えでしょうか。

#### 商品テスト部 テスト第1課・課長補佐

そうですね、あのう、解決を一足飛びに、こうすれば解決するというのが、なかなか我々としても、どうしたらいいかというのは、お答えするのは難しいところと考えておまして、まずは、これは、使っている側の人の方が多分、圧倒的に多い話ですので、その方々に、認識を深めていただくというのが、第一歩じゃないかという風には考えております。

#### 香害をなくす連絡会

先ほど言った通り、これは消費者の問題ではなくて、企業の問題だということです。被害者が大量に出ていることを既に認識しているメーカーが、売らんがために、とにかくバンバンCMを流して、売っているということが問題だと私たちは捉えているんですが、そこはどうでしょう。

**商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

そうですね、ちょっと一概には申し上げられないかなあとっております。

**香害をなくす連絡会**

一概じゃなくて、そこが一番肝心なところなんですよ。

**商品テスト部 テスト第1課・主事**

先ほどから、苦しんでいる方のお話を聞いておりまして、国民一人一人に、しっかり周知していく必要がある問題だと感じております。

**香害をなくす連絡会**

それは、国民一人一人ということは、消費者の問題だと言いたいわけですか。

**商品テスト部 テスト第1課・主事**

いえ、関連省庁や我々も含めて、適切に情報提供していくべき問題であると考えております。

**香害をなくす連絡会**

これは自然現象ではなくて、人が生み出しているもので、人が使って起きている害なので、作っている人の、作っている企業の責任というのは、問わないのでしょうか。

**商品テスト部 テスト第1課・主事**

はい、企業の責任とかについてですかね。我々は、必要に応じてテストしておりますので、その結果に応じて、公表資料等で、事業者に要望等しているつもりでおります。

**香害をなくす連絡会**

最後に、例えば、台湾だと、安物のアロマディフューザーで非常に被害が出たと言って、研究機関がそこから何が出ているか、これだけ有毒物質が出てました、と発表したりしているわけですね。ですから、国民生活センターの立場で言えば、どの物質が危ないか特定できるはずがないと、以前の担当者もおっしゃっていましたが、もちろん特定なんかできないんですね。ただ、少なくとも、みんながよく知っているような有害物質が出ているかどうか、それを調べるのは、やはり、国民生活センターの義務だと思うんですね。ですから、なん

とか、そもそも、調査研究するのが、役所が、国民生活センターなわけですから、なんとか有毒物質が出てると、どのくらい、ホルムアルデヒドとか、アルデヒド類が出てたということだけでも調べてください。もうこれ最後です。お願いいたします。

**香害をなくす連絡会**

検討はしていただけるのでしょうか。

**商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

えっと、現状ではお約束はできかねる状況です。  
申し訳ございません。

**香害をなくす連絡会**

返答もしないということですか。

**商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

日々、情報等は集めておりますので。  
検討するかしないかにつきましても、ちょっと私の権限ではお答えすることができません。申し訳ございません。

**香害をなくす連絡会**

なんのために今日いらしているんでしょうかねえ。

**商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

申し訳ございません。

**香害をなくす連絡会**

また期待しています。やはり、今まで2回報告書を出してくださっているの  
で、2020年にも、柔軟剤に関する情報提供を出してくださっていますよね。そ  
の中で、やはり強い香りが、問題ですよ、と言ってくださったら、企業は、強  
い香りの製品は減らしてきてます。ですから、国民生活センターの力というの  
は、非常に大きいわけなんですから、やはり、マイクロカプセルが大丈夫なん  
ですか、というような問いかけをして、企業に要望を出していただきたいと。  
よろしくお願いいたします。

**商品テスト部 テスト第1課・課長補佐**

ご意見としてお伺いいたします。

### **香害をなくす連絡会**

時間となりました。

きつい物言いをしたところもあるかと思いますが、これは、消費者庁さん、国民生活センターさんへの期待の裏返しですので、消費者運動をしていますので、消費者庁さんには、ほんとに期待しておりますし、5省庁取りまとめというか、呼びかけていただいているのも消費者庁さんですので、ぜひ、この問題は検討するに止まらず、実行に移していただきたいという風に思います。

それでは、ちょっと、新しい方には、私たちが発行しております出版物・DVDなどまた後ほど送らせていただきたいな、という風に思っております。そこでどれほど多くの方が苦しんでいるかということをごひまた実感していただけたらありがたいと思います。

長時間にわたり、ありがとうございました。また引き続き、情報交換をメール等でさせていただいて、折々このような形で、会議を設けさせていただけたらと思います。ありがとうございました。